

平成 26 年度川崎市障害者優先調達推進方針

1 目的

障害者が自立した生活を営むためには、障害者雇用を支援するための仕組みを構築するとともに、就労する施設等の仕事を確保し、経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、本市においても、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）から物品及び役務（以下「物品等」という。）を優先的に調達するとともに、障害者の雇用拡大に向けた取り組みが必要である。

本方針は、平成 25 年 4 月に施行された、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づくとともに、本市の障害者雇用・就労施策も踏まえ、障害者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、市の全ての組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

市が調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

6 調達の目標

平成26年度調達目標は、物品等について調達実績額が前年度を上回ることとする。

7 調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給できる物品等の情報については、適宜、収集を行い、各所属へ提供する。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

ア 新たに物品等を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達を障害者就労施設等に斡旋又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用し発注の推進に努める。

(3) 随意契約による調達

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約の場合は、法定雇用率を達成している業者又は障害者就労施設等からの調達に努め、2者以上から見積書を徴する場合も、法定雇用率を達成している業者又は障害者就労施設等を1者以上含めるように努める。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

8 調達における留意事項

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、国や本市等における他の施策との調和を図る。

(2) 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して設定する。

(3) 物品の発注は、障害者就労施設等からの調達であることを考慮し、可能な限り計画的に行うとともに、適切な納期の設定に努める。

9 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後に、その概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

1 0 民間企業における障害者の就業を促進するための措置

- (1) 庁内清掃等の業務委託を活用して、実習受入の機会を増やす等、障害者雇用を促進する企業の受注機会の拡大を図る。
- (2) 市の工事請負等の入札において、民間企業での障害者の雇用拡大を図るために、主観評価項目制度や総合評価一般競争入札方式の効果的な活用に努める。

1 1 指定出資法人等の調達

市は、川崎市契約条例第 1 2 条に規定する指定出資法人又は選定事業者若しくは地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により市の指定を受けたものが、本方針の趣旨に則り、障害者就労施設等への発注の推進に努めるよう要請等を行う。

1 2 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当は、財政局資産管理部とする。

また、障害者就労施設等からの情報提供の担当は、健康福祉局障害保健福祉部とする。

1 3 施行期日

本方針は、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施する。